

# 令和5年度砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況

砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年砺波地域消防組合条例第10号）第5条の規定に基づき、砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

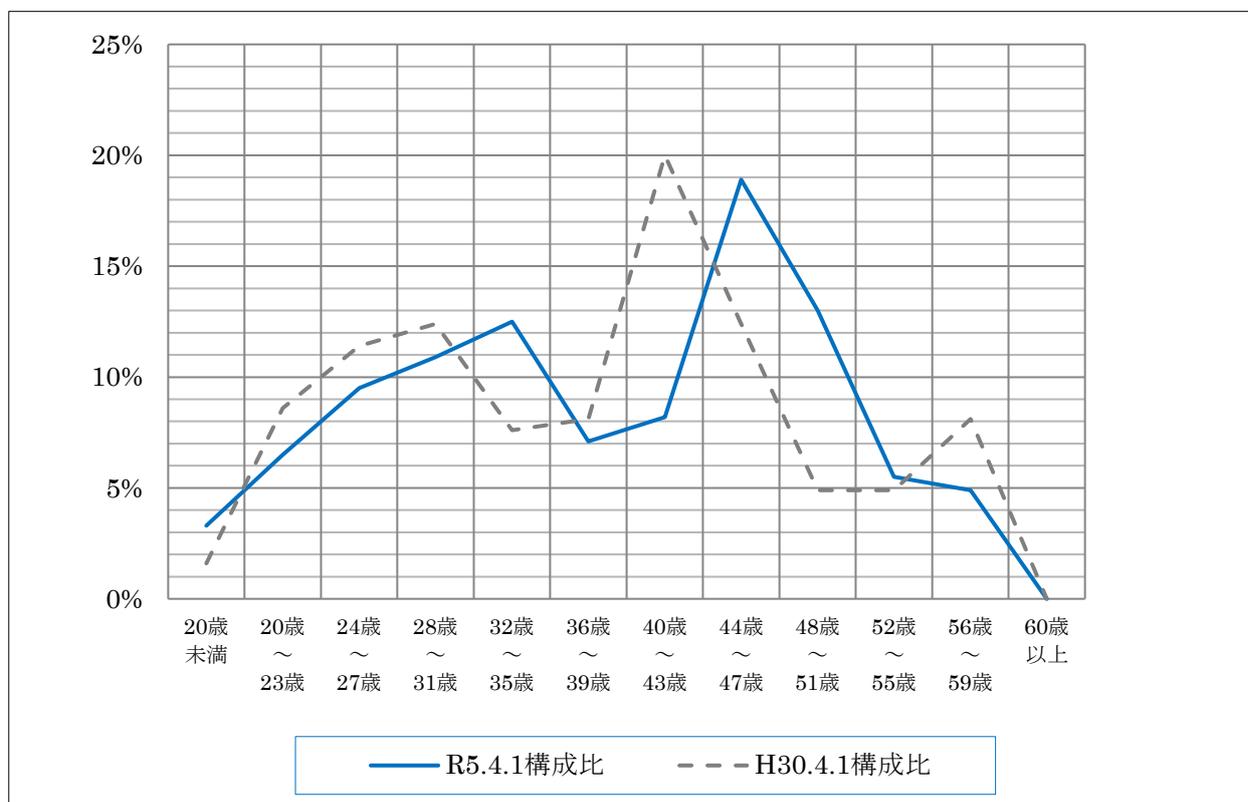
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計	消防部門	184	184	0	
	小計	184	184	0	(人口10万人当たり職員数149人)
合計		184 [186]	184 [186]	0 [0]	

(注) 1 職員数は砺波地域消防組合で給与を支給している職員数です。

2 [ ]内は、条例定数です。職員数のうち2人を富山県へ派遣していますので、定数条例における職員数は182人です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



(令和5年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 6	人 12	人 17	人 20	人 23	人 13	人 15	人 35	人 24	人 10	人 9	人 0	人 184
構成比	% 3.3	% 6.5	% 9.2	% 10.9	% 12.5	% 7.1	% 8.2	% 18.9	% 13.0	% 5.5	% 4.9	% 0	% 100.0

(3) 採用の状況 (令和5年4月1日)

6名採用 (競争試験：6名、選考：0名)

(4) 昇任の状況

消防本部 (令和5年4月1日)

25名 (部長級：1名、次長級：1名、署長級：1名、課長級：4名、  
主幹級：4名、当務長級：4名、係長級：4名、主任級：8名)

## 2 職員の人事評価の状況

(1) 評価対象者

正規職員 (砺波市への派遣職員を除く)

(2) 評価基準日及び評価対象期間

ア 評価基準日

9月1日 (前期)、3月1日 (後期) 年2回

イ 評価対象期間

4月1日～9月30日 (前期)、10月1日～翌年3月31日 (後期)

(3) 能力・業績評価の方法

ア 能力評価

能力評価は、職員が「役割」を果たすために必要な「能力」及び「勤務態度」を行動特性によって7項目の項目ごとに5段階で評価する。

イ 業績評価

業績評価は、申告された「設定目標」を含む業務全体について、「業務の計画性 (工程管理を含む)」、「業務の達成度」及び「業務の質」の3項目について評価する。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5 年度	人 123,118	千円 2,252,241	千円 55,298	千円 1,541,608	% 68.5	% 70.8

(注) 1 人件費は、令和5年度中に支給された一般職員の給与・共済費及び正副管理者・議員等の特別職に支給された報酬等の合計です。

2 住民基本台帳人口は、令和5年4月1日現在における当消防組合を構成している砺波市、小矢部市、南砺市の合計です。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計B	
令和5 年度	人 184	千円 701,375	千円 206,830	千円 285,634	千円 1,193,839	千円 6,488

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在のものです。

#### (3) 給料表の状況（令和5年4月1日現在）

##### ① 一般行政職

行政職給料表

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
最高号給の 給料月額	249,400	305,200	351,000	382,000	394,000	411,300	446,200

##### ② 消防職

公安職給料表

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	168,300	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800
最高号給の 給料月額	325,900	362,600	382,000	399,400	416,800	426,300	441,900

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年3月31日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
砺波地域消防組合	53歳	405,600円	487,891円

② 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
砺波地域消防組合	39.1歳	321,089円	414,383円

(注) 1 平均給料月額とは、令和6年3月31日現在における職種ごとの基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		砺波地域消防組合	富山県
消防職	大学卒	217,100円	—
	高校卒	181,500円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年3月31日現在）

区分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
消防職	大学卒	278,510円	299,433円	370,471円
	高校卒	255,131円	270,957円	313,466円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数を言うものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	主幹	次長 本部課長 会計課長	消防長 管理者が定める職務	—
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	2人
構成比	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100.0%

(8) 消防職の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

公安職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	消防士	消防士長 消防副士長	主任	係長 主査	署課長 所長 主幹 所長代理 当務長 当務司令	署長 本部課長 副署長 分署長	消防長 次長	—
職員数	29人	32人	46人	29人	35人	9人	2人	182人
構成比	15.9%	17.6%	25.3%	16.0%	19.2%	4.9%	1.1%	100.0%

(注) 1 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(9) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

砺波地域消防組合	富山県	国
一人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,469千円	一人当たり平均支給額 (令和5年度) —千円	一人当たり平均支給額 (令和5年度) —千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 有 ・管理職加算 有	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 有 ・管理職加算 有

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。  
2 令和5年の人事院勧告により、期末・勤勉手当の支給月額が年間で0.10月分引き上げられました。

② 退職手当 (令和5年4月1日現在)

砺波地域消防組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

③特殊勤務手当（令和6年3月31日現在）

支給実績（令和5年度決算）		8,595	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		55,451	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		84.2	%
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
救急又は救助の出動業務手当	救急又は救助の出動をする者	救急又は救助業務に出動する場合	1回 300円
		救急救命士（潜水士）の資格を有する職員が救急（水難救助）業務に出動する場合	1回 400円
救急又は救助の出動時における業務に対する手当の特例	従事した者	新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域（管理者が別に定めるもの）において、緊急に行われた措置に係る作業（管理者が別に定めるもの）	作業に従事した日 1日につき3,000円
		新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域（管理者が別に定めるもの）において、緊急に行われた措置に係る作業（管理者が別に定めるもの）で、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業（管理者がこれに準ずると認める作業）	作業に従事した日 1日につき4,000円

（注） 新型コロナウイルス感染症の支給対象業務については、令和5年6月29日に廃止しました。

④時間外勤務手当（令和6年3月31日現在）

支給総額（令和5年度決算）	49,644	千円
支給職員1人当たり支給年額（令和5年度決算）	373	千円
支給総額（令和4年度決算）	41,575	千円
支給職員1人当たり支給年額（令和4年度決算）	305	千円

⑤その他の手当（令和6年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算) 千円	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和5年度決算) 円
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳 年度末までの間にある子1人につ き、5,000円を加算 (3)配偶者・子以外 1人につき6,500円	同じ		35,330	28,039
住居手当	(1)借家等 ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)/2+11,000円 (最高限度額28,000円)	同じ		8,251	257,843
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による 一括支給(全額支給限度1箇月当 たり55,000円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,600円～ 35,000円	異なる	○国の制度 (1)同じ (2)交通用具 使用職員 距離段階区 分に応じ2,000 円～31,600円	16,685	92,182
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に 当該職の区分に応じて27,700円～ 67,100円を支給	異なる	○国の金額と 異なる	22,531	469,395
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務時間中 に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35× 勤務時間	異なる	1時間当たり の給与額の算 定に、特勤 手当・へき 地手当、月額 の特殊勤務手 当、農林漁業 普及指導手当 を含める。	50,122	379,712
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時か ら翌日5時までの間に勤務した職 員に支給 1時間当たりの給与額×0.25× 勤務時間			12,877	108,210
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員が臨時ま たは緊急の必要等により、週休日等 に勤務した場合に支給 6時間以下の場合 4,000円～8,000円 6時間超の場合 6,000円～12,000円	同じ		2,796	84,727

⑥特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		報酬額	
報 酬	管理者	年額 40,000 円	
	副管理者	年額 35,000 円	
	監査委員	識見を有する者	年額 26,000 円
		議員兼任者	年額 14,000 円
	議長	年額 30,000 円	
	副議長	年額 25,000 円	
	議員	年額 20,000 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況

令和5年4月1日現在の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

①毎日勤務者

勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	( 7 . 7 5 時間)
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	( 1 . 0 0 時間)

②交替制勤務者（2部制）

勤務時間	8 : 3 0 ~ 翌日の 8 : 3 0	( 1 5 . 5 0 時間)
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	( 8 . 5 0 時間)
	1 7 : 1 5 ~ 1 8 : 1 5	
	仮眠時間等 6 . 5 時間	

※公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

5 職員の休業に関する状況

休業、休暇制度の取得状況

職員の休業、休暇制度については、砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休業、休暇制度の取得状況は次のとおりです。

区分	休暇(休業)期間等 (1年あたり)	令和5年1月から 令和5年12月の 取得状況	
育児休業	子が3歳に達するまでの期間	取得者 1人	
年次有給休暇	20日	平均 11.23日	
特別 休暇	夏季特別休暇	5日以内	平均 4.99日
	病気休暇	原則90日以内	取得者 42人
	介護休暇	6月以内	取得者 0人
	短期介護休暇	5日以内	取得者 0人

産前産後休暇	それぞれ 8 週間	取得者	1 人
育児時間	1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内	取得者	0 人
男性育児参加	5 日以内	取得者	4 人
妻の出産	2 日以内	取得者	6 人
看護休暇	5 日以内	取得者	1 6 人
ボランティア休暇	5 日以内	取得者	0 人

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

令和 5 年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	降任	免職	休職	降級	合計
消防本部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

### (2) 懲戒処分の状況

令和 5 年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
消防本部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

## 7 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

令和 5 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	令和 5 年度の承認件数
研修を受ける場合	0 件 (0 名)
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0 件 (0 名)
その他任命権者が定める場合	1 8 件 (1 2 名)
合 計	1 8 件 (1 2 名)

注 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 3 5 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

令和5年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合 ① 職責の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ② 職員の勤務する機関と密接な関係にあつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③ その他公務員として適当でないと認められる場合	4件 (4名)

注 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

8 職員の退職管理の状況

令和5年度の職員の退職の状況については、次のとおりです。

5名退職（部長級：一名、次長級1名、署長級：2名、課長級：1名、  
主幹級：一名、当務長級：一名、係長級：一名、主任級：1名  
消防士長：一名、消防士：一名）

9 職員の研修の状況

令和5年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

研修機関	課程名または研修区分	延べ教育日数	修了者数	
消防に関する研修				
消防大学校	新任消防長科	—	—	
	警防科	51日	1人	
	幹部科	46日	1人	
	予防科	—	—	
	火災調査科	49日	1人	
	救助科	—	—	
	女性活躍推進コース	9日	1人	
富山県消防学校	初任教育	176日	6人	
	専科教育	危険物科	7日	3人
		火災調査科	15日	3人
		予防査察科	—	—
		特殊災害科	—	—
		救急科	52日	4人
		警防科	—	—
		救助科	29日	2人
特別講習	水難救助科	—	—	

富山県消防学校	特別講習	自然災害科	12日	2人	
		はしご自動車講習	—	—	
		新任消防長講習	—	—	
	幹部教育	初級幹部科	—	—	
		中級幹部科	9日	3人	
		上級幹部科	—	—	
救急救命研修所	救急救命士養成課程		177日	1人	
	指導救命士養成研修		—	—	
富山県消防防災航空隊	防災ヘリ搭乗員養成訓練		—	—	
技能講習等	小型移動式クレーン運転技能講習		3日	4人	
	玉掛技能講習		3日	10人	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習		3日	1人	
全国消防長会東近畿支部研修会等			4人		
消防、救急、救助に関する研修、セミナー、シンポジウム等			22人		
行政に関する研修					
富山県市町村職員研修機構	階層別研修	新任所属長研修		2日	3人
		現任課長研修		—	—
		新任主幹研修		2日	4人
		現任係長研修		2日	3人
		新任係長研修		2日	4人
	専門研修	ロジカルシンキング入門研修		1日	1人
		部下へのコーチング理論		1日	2人
		ウェルビーイング研修		1日	5人
		最先端IT技術基礎研修		1日	1人
	ハラスメント防止研修		1日	7人	
	ナッジ活用研修		1日	1人	
	法制執務に関する実務研修		1日	1人	
	DX入門研修		1日	2人	
	砺波地域都市職員研修協議会研修			1日	2人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の厚生事業を実施しています。福祉事業の職員互助会活動には、職員の掛金で運営されており公費からの負担金はありません。

区分	主な項目	対象者等	実施状況
健康管理	定期健康診断	原則全職員	155人
	〃（2回目）	深夜業務を行う交替 制勤務職員	160人
	日帰りドック （市町村職員共済組合事業）	指定年齢等の職員	26人
	ライフプランセミナー （市町村職員共済組合事業）	指定年齢の職員	2人
福利事業	職員互助会活動	給付 （結婚祝金、出産祝 金、弔慰金、見舞金等）	会員 185人 給付件数 35件
		視察研修等	実施なし
		体育訓練	実施なし
		大会参加激励	15件
		団体助成	0件
		職員互助会に係る決算額	833千円
	会員掛金（給料月額×5.0/1,000）		

## (2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、主な給付は次のとおりです。なお、制度実施のため必要な財源は、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賅われます。

区分	主な内容	給付の状況	
		富山県市町村職員共済組合	
		件数	金額
保健給付	医療の給付、高額療養費、出産費等	14件	432千円
休業給付	傷病手当金 育児休業手当金等	8件	1,358千円
災害給付	災害見舞金等	0件	0円
附加給付	家族療養費附加金 出産費附加金等	15件	362千円
	計	37件	2,152千円

注1 砺波地域消防組合職員は、すべて富山県市町村職員共済組合に加入しています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況	
		件 数	金 額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	1 件	1 1 千円
傷害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0 件	0 円
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し、年金等を支給します。	0 件	0 円
計		1 件	1 1 千円

1 1 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求はありませんでした。

1 2 不利益処分に関する審査請求の状況

請求はありませんでした。